

2015年度予算特別委員会総括質問と答弁

2015年3月13日

大滝 実

- 1 消費税増税の中止を国に求めることについて
- 2 原発の再稼働反対、原発からの撤退を求めることについて
- 3 泉岳寺の景観を守ることにについて
- 4 みなとパーク芝浦の駐車場料金の無料化について
- 5 投票所の増設を含む改善と掲示板の設置場所の改善について
- 6 町会等への支援と若者の家賃補助について
- 7 感震ブレーカー設置助成について
- 8 緊急暫定保育園の認可化について
- 9 高校卒業世代までの医療費無料化について
- 10 高齢者の住まいについて
- 11 市街地再開発の補助金支出をやめることについて
- 12 ゆりかもめの運賃割引とシルバーパスの利用拡大を
- 13 京浜東北線の新橋駅停車について
- 14 区民の生命と財産を守るため、白ガス管を早期に交換することについて
- 15 温水シャワーの設置について
- 16 学校トイレの改善について
- 17 AEDの増設について
- 18 小・中学校入学資金貸付制度について

1 消費税増税の中止を国に求めることについて

昨年4月の消費税8%への増税と「アベノミクス」による円安・物価上昇が暮らしと営業を直撃しています。昨年1年間の国内総生産（GDP）が、マイナス成長に転じるとともに、家計消費は消費税を5%に引き上げた際や、リーマン・ショックの落ち込みを上回るもので、過去20年間で最大の落ち込みとなりました。日本経済に暗雲が立ちこめるなか、安倍政権は延期した消費税の10%への引き上げを、景気動向に左右されず2017年4月から強行する法案を提出しました。

区内の生活保護世帯は1937世帯と依然として高いままです。中小企業の

景況調査では、10月～12月はやや改善したものの、4月から2期連続で「悪化」となっていました。

区民の暮らしと営業を守るために、消費税の増税は中止するよう国に申し入れるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

最初に、消費税増税の中止を求めることについてのお尋ねです。

国は、本年10月から予定されていた消費税率10%への引上げを18か月延期し、平成29年4月から実施すると決定をいたしました。

区といたしましては、消費税増税の実施を中止するよう、国に申し入れることは考えておりませんが、区民生活や区政に与える影響等の情報収集に努めるとともに、今後も国の動向を注視してまいります。

2 原発の再稼働反対、原発からの撤退を求めることについて

東日本大震災と福島第1原発事故から4年になりました。福島では、いまだに12万人もの人々が避難生活を余儀なくされ、先の見えない長引く避難による「震災関連死」が1800人にのぼり、大震災の直接死1603人を大きく上回る深刻な事態になっています。こうしたなかで、事故がなかったかのように原発再稼働に突き進むことなど許されるものではありません。また、事故を起こした原発から高濃度の放射能汚染水が外洋に漏れだしていたことが明らかになりました。しかも重大なことは、汚染水漏れが1年以上前にわかっていたにもかかわらず東京電力は隠し続け、原子力規制委員会も何の対策も取ってこなかったことです。事故の収束など、ほど遠いもとでの原発再稼働は論外です。

来日したドイツのメルケル首相は、「福島原発事故は、日本という高度な技術水準をもつ国で起きた事故だ。そんな国でもリスクがあり、事故は起きるのだということを如実に示してくれた例だ。われわれが現実に起こるとは思えないと考えていたリスクがあるということがわかったからこそ、私は当時政権にいた多くの男性の同僚と共に脱原発の決定を下した」とのべました。

国内の原発は2013年9月からすべて運転が止まっており、1年半にわたり「稼働原発ゼロ」が続いている中でも電力は間に合っています。「廃炉」の決断をすれば原発からの撤退を実現することができます。

今こそ原発の再稼働反対、原発からの撤退を国に申し入れるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、原発の再稼働に反対し、原発からの撤退を国に申し入れることについてのお尋ねです。

我が国のエネルギー政策は、国民的議論を踏まえ、原子力発電のあり方も含め、国の責任において取り組むべきものと考えております。

このことから、区として、原発の再稼働に反対し、原発からの撤退を国に申し入れることは考えておりませんが、引き続き、昨年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画に沿った国の動向を注視するとともに、区においては、エネルギー消費量を抑制し、再生可能エネルギーの利用促進を積極的に推進してまいります。

3 泉岳寺の景観を守ることにについてです。

教育費で泉岳寺の文化的価値についてお聞きしました。「泉岳寺は現在、国指定史跡1件、区指定文化財8件、区登録文化財6件を有し、また、境内に残された庭園など、未指定の文化財が多く残されており、高い文化財的価値を有していると評価しております。」と、きわめて貴重な文化財との答弁でした。

ところが、この貴重な文化財を台無しにする（破壊する）泉岳寺中門の隣地に8階建、23.83メートルものマンションを建てるという、無謀な計画がすすめられています。

文化財だけではありません。寛永18年（1624年）以来地域のみなさんの努力で393年間守ってきた「...(中略)増上寺をはじめ芝大神宮、泉岳寺、周辺など寺町・門前町の風情を感じさせる街並み」が破壊されることとなります。

土木費の審議で、新聞記事で「フランスと日本の違い」を紹介しました。残念ながら現在の法律では規制はできません。しかし、このまま何もせず建設が進めば、日本中いや世界から港区の姿勢が問われることとなります。

400年近く皆さんが守ってきた貴重な文化財、景観を守るためには、土地の購入も含めて英断が必要です。

港区景観条例第24条2項2号は「景観審議会」に「区長が必要と認める事項」を諮問することができます。

「泉岳寺をめぐる事態をどうすれば解決できるのか」審議会委員の先生方のご意見をお聞きするために、諮問すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、泉岳寺の景観を守ることにについてのお尋ねです。

港区景観条例では、港区景観審議会への諮問事項は、景観計画の策定・変更、景観法に基づく勧告・変更命令、景観重要建造物や景観重要樹木の指定に関すること、そのほか区長が必要と認める事項と規定しております。

ご指摘のような個別事案の課題については、諮問すべき事項に当たらないと考えておりますが、現在行っている景観計画の改定項目において、寺社・歴史的建造物周辺の景観形成基準の見直しについて、港区景観審議会の意見を求めながら検討を進めております。

4 みなとパーク芝浦の駐車場料金の無料化についてです。

このことについては多くの会派がふれました。(奥歯に物の挟まったような言い方ですが。)区長の本会議での「料金について検証していく」との答弁は重要です。

区民の意見を紹介します。「駐車場の使用が気軽にできたので通っていたが、ジム用品が(衣・くつ等)重いため、バスや電車では通えませんでした。…無料ではとは思いませんが、せめて1時間¥100円などにしていただくとありがたいですし、年寄りもプールでの歩行などに通わせやすい…。」(55歳：女性)。「駐車料がかからないようにしてほしい」(42歳：男性)。「道具が大きく重たいので車を利用しています。道具セッティング、的の用意、片付けで40分程要します。駐車場代が高すぎてスポーツできる値段とつり合いません。最低でも3時間の練習が必要です。練習時間分の駐車代をフリーにして下さい。」(：女性)。どの声も深刻ですし、おっしゃる通りです。

「区民要望があることは承知している」(区長答弁)のですから、すぐさま検討し、無料化に踏み出すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、みなとパーク芝浦の駐車料金の無料化についてのお尋ねです。

みなとパーク芝浦の駐車場は、規模・運営方法も区が初めて取り組むものです。

駐車料金について、区民の方々の声も踏まえながら、利用状況等の検証を行ってまいります。

《再質問1》

みなとパーク芝浦の駐車料金の無料化について

《質問要旨》

開設したばかりでも、たくさんの声として「駐車場の料金が高い」と寄せられている。早期に駐車料金の無料や引下げの決断をし、寄せられた声に応えてほしい。

《区長答弁要旨》

みなとパーク芝浦は、昨年12月21日に開設して駐車場の利用についても意見を伺っているところである。みなとパーク芝浦は複合施設で利用形態も様々なので、より効果的、効率的な管理運営を行うため、利用料金も含めた利用状況などの検証を行い検討していく。

5 投票所の増設を含む改善と掲示板の設置場所の改善について

高齢者から、行きやすい場所に投票所を設けてほしいとの要望が出されています。

「赤羽小学校は、坂の途中にあるため足の悪い人にとっては、上り下りが大変なので保健所に投票所を設けられないか」「青山小学校は青山道りを渡っていく人にとっては大変です。青山中学校に投票所がほしい」など具体的な要望があります。投票所の増設を含め改善すべきです。

選挙の公営掲示板が見えないところにあるので改善すること。南青山7丁目緑地内については通行人に見える場所に設置すべきです。その他の場所についても点検すること。

これは、要望といたします。

6 町会等への支援と若者の家賃補助について

いくつかの町会新年会での町会長さんのあいさつの中で、後継者不足や清掃活動など、町会活動に若い人が参加してこないことなどが悩みとして述べられていました。

一方で、チャレンジコミュニティ大学を卒業された方が、さまざまな地域貢献活動に取り組み、コミュニティの輪が広がっていることが報告されています。

また、各総合支所では区民や大学などとの協働によって地域コミュニティの拠点作りや人材育成などの取り組みが進められています。

町会の悩みと地域コミュニティ活動の広がりを結びつけるため、双方向での情報交流や場の確保が図られるよう区の支援をつよめるべきです。答弁願います。

また、住宅の狭さから、成長した子どもたちが区外へと転出する一方で、低所得者の若者の8割近くが家賃を払えず親と同居し、独立できないとの調査があります。

自治体が地域活動への参加を条件に学生に家賃助成して住み込ませ活性化している事例があります。区でも、町会活動への参加を条件に若者の家賃助成制度を導入すべきです。

答弁を求めます

【区長答弁】

次に、町会等への支援と若者への家賃助成についてのお尋ねです。

まず、双方向での情報交流や場の確保についてです。

町会・自治会が、地域でコミュニティ活動を行ううえで、様々な団体等と情報交換を行い、連携することが重要です。このような取組は、より多くの皆さんの町会活動への参加につながるものと考えております。

高輪地区では、町会と地元の大学が連携し、学生がお祭りなどの運営に参加しております。また、芝浦港南地区では、環境美化活動の後に、町会等と事業者などの情報交流の場を設けております。

区は、引き続き、町会等と地域で活動している様々な団体等との情報交換や交流の機会づくりに、取り組んでまいります。

次に、町会活動への参加を条件とした若者への家賃助成についてのお尋ねです。区における家賃助成制度については、平成14年度をもって終了しており、若者に限らず、家賃助成制度を再度実施することは予定しておりませんが、町会活動への若者の参加の促進については、引き続き、様々な形での情報発信等に努めてまいります。

7 感震ブレーカー設置助成についてです

地震後の電気の再通電時における出火防止対策として、避難時にブレーカーを遮断することを知らせてもらうとともに、自動的に電源を遮断できる感震ブレーカーの設置は重要です。

中央防災会議も出火防止対策に感震ブレーカーは重要。この普及により死者

は4割以上減らせると言っています。

最近ではいろいろなものが普及しており、一定の揺れを感知したら電源を遮断するもの、停電後に復電したときに電源を遮断するもの、両方を組み合わせたものなどです。感震ブレーカーの助成をすること、高齢者には無料で設置すること

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、感震ブレーカーの助成と高齢者世帯への無料設置についてのお尋ねです。

さる3月9日の政府有識者検討会において、感震ブレーカーの設置を促す報告書が出されましたが、その対象は首都直下地震など、大規模地震時に著しく危険な、いわゆる木造密集市街地とされています。

区には、対象地域はありませんが、感震ブレーカーが電気火災防災対策として有効な手段の一つであることは認識しております。

現在、感震ブレーカーの設置助成や、高齢者世帯への無料設置は考えておりませんが、今後、様々な機会をとらえて積極的に電気火災防止の周知を行うとともに、区内消防署と感震ブレーカーを含む電気火災防止の手法などについて協議してまいります。

《再質問2》

感震ブレーカーの助成と高齢者世帯への無料設置について

《質問要旨》

国は、木密地域への対策としているが、マンションでも物が落ちるなど通電した際に火災を起こす危険がある。特に都心の高層マンションの火災では対処が厳しい。横浜市など助成を行っている自治体もある。電気火災を起こさないための責任ある施策をお願いしたい。

《区長答弁要旨》

電気火災を予防することは震災による被害を低減させるうえで有効と考えている。感震ブレーカーについてはその有効性について、区内木造住宅での設置の効果などについて、消防署と意見交換し情報収集する中で検討していく。

8 緊急暫定保育園の認可化について

緊急暫定保育園の認可化については、他会派からも要望がありました。

子ども・子育て支援事業計画の中で継続や認可化も含め検討するという答弁でした。4月からスタートする子ども子育て支援新制度は、質の高い教育・保育を総合的に提供し、保育の量だけでなく質確保も図るとなっています。

保育の質の確保の面からも、東麻布保育室など、条件の整った暫定保育室の認可化を急ぐべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、緊急暫定保育施設の認可化についてのお尋ねです。

緊急暫定保育施設は、待機児童解消に大きな効果をあげております。

今後、緊急暫定保育施設のあり方につきましては、平成27年度からの「子ども・子育て支援事業計画」において、待機児童対策として継続また、認可化なども含めて、検討することといたします。

東麻布保育室の認可保育園化につきましては、緊急暫定保育施設のあり方について検討する中で、課題としてまいります。

9 高校卒業世代までの医療費無料化についてです。

各種扶養控除の廃止で、高校生や大学生を抱える家庭に増税が押しつけられました。高校生は学費のほかにも公立・私立を問わず、大学受験等の進学を控えての塾代や通学交通費など多額の費用がかかります。今、貧困と格差の拡大で区民生活は大変になっています。

円安と株高によって、大企業は空前のもうけをあげ、内部留保は285兆円に達しました。所得が10億円を超える富裕層は1年間で2.2倍に急増しました。しかし、働く人の実質賃金は19カ月連続マイナス、年収200万円以下の「働く貧困層」(＝「ワーキングプア」)といわれる方々は史上最高の1120万人に達しました。

中小企業、商店は、消費税の増税、円安による物価の高騰で影響を受け、深刻な事態です。

すでに、全国で高校生世代までの入院費無料は165市区町村(13.1%)、通院を無料にしているのは155市区町村(8.9%)にもなっています。隣の千代田区では2011年4月(平成23年4月1日)から実施しています。

児童福祉法第2条は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とし、「児童とは」...「18歳に満たないものをいう。」とされています。

「子育てするなら港区」を言うのであれば、高校世代の医療費無料化を実施

すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高校卒業世代までの医療費無料化についてのお尋ねです。

子ども医療費助成は、子育て支援策の一環として、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ることを目的とした制度であり、病気にかかりやすい義務教育就学期間までを対象としております。

義務教育終了後は、医療機関に受診する割合も低くなることから、助成対象を拡大することは現在のところ考えておりませんが、今後も様々な施策を通じて、総合的な子育て支援に努めてまいります。

10 高齢者の住まいについてです。

昨年5月に発表された港区政策創造研究所の75歳以上高齢者を含む二人世帯の生活に関する調査報告書では、住宅の困り事で、「老朽化している」が19.7%、次に「家賃・税金の負担が大きい」が16.5%、「階段の上りおりが大変」と続き、「いつまでここに住めるか不安」が一割を超えています。

都営住宅の高齢者用の地元割り当ての応募状況を見ても、募集1戸に対し、83倍から102倍です。区立の高齢者集合住宅では、空き家入居者登録数8名に対し、抽選倍率は約15倍、入居できるのは年間で2名から4名です。10月に行われたシティハイツ芝浦は、21戸の募集に対し、370件の応募、350人に近い人たちが入れないこととなります。

私たちは、今までも高齢者住宅の必要性を訴え、質問してきましたが、区は、「民間事業者の参入を促進し、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームの設置を進めてまいります」と答弁するのみです。サービス付き高齢者向け住宅やグループホームを否定するものではありませんが、低所得者には家賃が高過ぎて入れません。

高齢者の実態を踏まえ、1)高齢者集合住宅を建設すること。2)高齢者の民間賃貸住宅家賃助成を行うこと。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高齢者の住まいについてのお尋ねです。

まず、高齢者集合住宅の建設についてです。

区は、高齢者集合住宅が持つ高齢者の在宅生活を支えるために必要な、安否確認や生活相談などの機能に、さらに食事の提供サービスを加えたサービス付き高齢者向け住宅の整備をシティハイツ六本木の改築に併せて進めております。また、認知症高齢者グループホームについても、今後区内2箇所を整備する予定です。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、多様な住まいの確保に努めてまいります。

次に、高齢者の民間賃貸住宅家賃助成についてのお尋ねです。

区は、高齢者の多様な住まいの確保を進めるとともに、区立住宅の募集における優遇措置や民間賃貸住宅のあっせん、公的な住宅の案内など、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対する支援を行っております。

民間賃貸住宅に居住する高齢者に対して、家賃の一部を助成する事業は予定しておりませんが、今後も高齢者の多様な住まいの確保や支援に努めてまいります。

1 1 市街地再開発の補助金支出をやめることについてです。

この事業の最大の特徴は、個人個人が所有する土地が床に変わることです。

建物はありますが、年々古くなり価値が減少することは避けられません。土地については床面積に応じて共有となるため何万分の1、価値が減少する上に自分の意思で建替えもできません。

全体の意思で建替えが決まっても個人個人は土地がほとんどないので、資産としての活用はできず、資金がないと転出を余儀なくされ、お金がないと行く場を失うことにもなります。

高層になれば管理費も、修繕積立金も高額になり、極小権利者が苦しむことになります。結局、中心に座る大企業や参加組合員だけが大きもうけをするのが市街地再開発事業です。

参加組合員や中心に座る大企業が必要な支出をすれば良いわけですから、補助金支出をやめるべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、市街地再開発への補助金支出についてのお尋ねです。

市街地再開発事業は、地元地権者の方々の発意と合意に基づき、防災性の向

上や市街地の改善を図る公共性の高い都市計画事業です。区は、今後も補助金等による支援を行い、いつまでも住み続けられる街づくりを推進してまいります。

あわせて、権利者の方々が将来、管理費や修繕積立金などで苦しむことがないように、事前に丁寧に説明を行うとともに、将来を見据えた適切な計画を行うよう、再開発組合を指導してまいります。

12 ゆりかもめの運賃割引とシルバーパスの利用拡大を

新交通システム「ゆりかもめ」の台場から新橋までの運賃は、昨年4月から消費税の8%への増税に伴って、切符では片道320円、ICカードは319円に改定となりました。これまでも、あまりにも高すぎるとして台場居住者への減額要求をしてきました。

答弁では「株式会社ゆりかもめからは、利益を債務の返済に充当しており新たな割引制度の導入は困難との回答を受けている」としていました。

「ゆりかもめ」は開業20年になりますが、臨海部の開発に伴って利用者数を大きくのばしてきました。

お台場レインボーパスの運行で、台場から田町駅、品川駅までは210円で行けますが、新橋に出るには「ゆりかもめ」に乗車する以外にありません。黒字が続き経営も安定しています。台場住民の運賃減額を求めるべきです。また、シルバーパスについても利用できるよう関係機関に要請すべきです。

答弁を求めます

【区長答弁】

次に、ゆりかもめの運賃割引とシルバーパス利用の要請についてのお尋ねです。

まず、ゆりかもめの運賃割引の要請についてです。

区は、これまでも台場地域住民に対する運賃割引について、株式会社ゆりかもめに対して要請してまいりました。

今年度、要請した際にも、利益を債務返済に充当していることや新型車両の導入や設備更新などに経費がかかっており、運賃割引は困難との回答をいただいております。

今後も引き続き、機会を捉えて、台場地域住民に対する運賃割引を株式会社

ゆりかもめに要請してまいります。

次に、シルバーパス利用の要請についてのお尋ねです。

東京都シルバーパスをゆりかもめでも利用できるようにという要望につきましては、東京都に伝えてまいります。

13 京浜東北線の新橋駅停車について

新橋駅は、ゆりかもめの駅、東京メトロ銀座線、都営浅草線もあり区内では品川駅に続いて乗降客が多い駅です。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは国立競技場への乗り換え、トライアスロン競技会場となる、お台場に行くための乗り換え、さらに臨海部と都心部を結ぶ新たな公共交通として導入するBRTの新橋駅停留所での乗り換えなど、接続駅として欠かせない駅となります。明日から運行を始めるJR東日本の「上野東京ライン」は新橋駅に停車します。京浜東北線（快速）を新橋駅に停車させるようJR東日本に要請すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、京浜東北線の新橋駅停車についてのお尋ねです。

上野東京ラインの開業により、並行して走る山手線・京浜東北線の混雑緩和と高崎線などが新橋駅にも停車することで利便性が高まることが期待されます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の京浜東北線快速運転中の新橋駅停車の有無については、東京都が中心となって進めている観客等の輸送計画の中で検討する必要もあることから、東京都やJR東日本に調査・研究を要請してまいります。

14 区民の生命と財産を守るため、白ガス管を早期に交換することについてです。

いま、区内各地で東京ガスがガス管の取り換え工事を行っています。2020年までの対策完了があるからです。一方、家庭敷地内の管については、ガス事業者が個人資産だとして交換費用の全額負担を要求していることから難航しています。

首都直下型地震が切迫する中、地中にある腐食したガス管は大惨事となる危

険な存在です。ひとたび地震によってガス漏れが発生したら取り返しがつきません。個人任せでなく、東京ガス、国、自治体の責任で対策を進めるべきです。

地震などでガス漏れが発生すれば大惨事になりかねません。個人資産だからと対策を行わないことは許されません。

東京ガスに対し、区内の白ガス管の供給管の早期交換を要請すること。

国や東京都に個人宅も含めた白ガス管の交換の助成制度の実施を要請すること。

白ガス管の交換費用助成制度を創設すること。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、白ガス管の早期交換についてのお尋ねです。

まず、東京ガスへの要請についてです。

区は道路管理者として、区道内の白ガス管を計画的に交換するよう、東京ガスに対して適宜要請をしております。

民間敷地内の白ガス管につきましては、東京ガスはガス使用者に対しパンフレット等によりガス管取替えの必要性を説明しておりますが、区といたしましても、早期交換に向けた取り組みを進めるよう引き続き要請をしております。

次に、国や東京都への助成制度の要請についてのお尋ねです。

個人住宅の敷地内にあるガス管などの供給設備は、所有者の資産となることから、その維持管理に要する費用につきましては、国は所有者が負担するべきものとの見解を示しております。

一方、国は、国が定める保安上重要な建物に限り、その敷地内にある白ガス管の交換に対して助成を行っております。

それらを踏まえ、区が国や東京都に対し、助成制度を要請することは、困難と考えております。

最後に、区としての、白ガス管交換費用助成制度創設についてのお尋ねです。

個人住宅の敷地内にある白ガス管の交換に要する費用については、所有者が負担するべきものという国の見解に基づき、白ガス管交換費用につきましては、区独自の助成の対象としてなじまないものと考えております。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

15 温水シャワーの設置についてです。

プールに温水シャワーの設置、これも今まで何度も質問してきました。「プールの改修時に合わせて検討する」と答えています。学校の改修時期とは別に、プールだけを改修することは考えられませんから、やらない口実としか思えません。

プール初めのころと終わりの時期は、かなり寒いときもあるわけで、子どもたちはそんな時期、今日は「地獄のシャワー、嫌だね」と話しているそうです。未設置なのは、18小学校中9校、9中学校中2校です。

子どもたちが安心してプールに入れるよう、早急に温水シャワーを設置すること。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

最初に、学校プールの温水シャワー設置についてのお尋ねです。

温水シャワーの設置にあたっては、配管の更新など給湯設備の付設工事を伴うことから、学校の改築や大規模改修時など、学校の授業への影響を考慮して実施してまいりました。

今後、様々な施工方法の可能性につきましても、学校と協議の上、検討してまいります。

16 学校トイレの改善についてです。

文部科学省によると、学校施設は1965年から75年に建設されたものが多く、老朽化対策が重要な課題。特に学校トイレについては、他の施設と比べて相対的に整備がおくれており、改善を図る必要があると強調しています。排泄行為自体が恥ずかしいと無理に我慢する子や、からかわれるので学校ではトイレに行きたくないと思っている子もおり、健康を損なうおそれがあることが指摘されています。

近年、住宅のトイレ環境が向上し、商業施設や駅などの公共トイレの改善が進み、学校トイレについても、近年整備された学校では魅力的な実例が見られるようになる一方、既存施設については老朽化したまま改修が進まず、相対的に取り残された存在になりつつあります。港区でも全てが洋式トイレに改修された学校がある一方、和式が洋式の倍ある学校、半々の学校などばらばらです。

文部科学省の「トイレ発！明るく元気な学校づくり!!」「学校トイレ改善の取組事例集」では、世田谷区や葛飾区などの先進的な取り組みが紹介されています。先進的な取り組みを参考に、毎日使う児童・生徒、教職員の意見も聞き、建て替え時や大規模改修時などに先送りせず、学校トイレ改善年次計画を立てて改修に取り組むべきです。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

次に、学校トイレの改善についてのお尋ねです。

学校のトイレを、より使いやすく、居心地のよい快適な空間とすることは重要であると考えます。

区は、小・中学校のトイレについて、学校の要望に基づいて、安全・安心の観点からバリアフリー化に向けた段差の解消や誰でもトイレの設置、和式の割合が多い学校について、洋便器への交換など順次、施設・設備の改修をしております。

今後、洋便器への改修を計画的に進めるとともに、他自治体の先行事例の取り組みについても調査研究してまいります。

17 AEDの増設についてです。

どうしたら学校での心臓突然死をゼロにできるのか。日本循環器学会のAED検討委員会がその方策を示した提言を発表しました。

それによると運動場所を意識した設置が必要で、1分以内で使える場所への設置が必要としています。

体育館の入り口に設置すること。

クラブ活動や体外試合などの際、携帯用のAEDを用意すること。

児童・生徒も使えるような講習を定期的に行うこと。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

次に、AEDの増設についてのお尋ねです。

まず、体育館の入り口に設置することについてです。

区立小中学校や幼稚園では、基本的に各校1台ずつ、玄関や職員室にAEDを設置しております。

一方、体育館が相当程度離れている場合や、校舎と体育館の施設開放時間が

異なる場合には、体育館入口に設置したケースもあります。
学校の特性や体制など考慮して設置しておりますので、一律に体育館入口に A E D を設置することは考えておりませんが、設置が必要な学校については、適切に対応してまいります。

次に、携帯用の A E D を用意することについてのお尋ねです。
現在、区が区有施設等に配置している A E D は、持ち運びが可能な機種となっており、防災訓練等に実際に活用している事例もございます。
しかしながら、最近の A E D は、さらに小型で持ち運びが容易になったと聞いております。
新たな機種の購入につきましては、現機種との比較やその使い勝手、費用対効果の検証も含め、今後の課題とさせていただきます。

次に、児童・生徒への講習の実施についてのお尋ねです。
教育委員会では、地域の安全・安心を支える自助・共助の資質・能力を備えた中学生の育成を目指し、全ての区立中学生に対して、A E D を使用した救急救命講習を卒業までに必ず一度は受講させております。
一方、小学校では、A E D を使用した救急救命講習は、一部の学校の実施となっております。
今後は、地域や P T A が主体となって行う防災訓練等において、より多くの小中学生が A E D の講習を経験できるよう、関係諸機関に働きかけてまいります。

《再質問》

A E D の増設について

(1) 体育館の入り口に設置することについて

《質問要旨》

1 分以内で使える場所に設置することが必要で、学校の現況調査を行い、配置すべき。

《教育長答弁要旨》

平成 2 7 年度において、体育館に設置が必要な場所について、調査をする。
そのうえで、適切に対応していく。

1 8 小・中学校入学資金貸付制度についてです。

入学のためにはランドセル、学用品、体育着、上履き、かばん、制服等々多額の費用がかかります。生活の大変な家庭には就学援助があるわけですが、就学援助は入学後に申請をして、認定されて支給されるのが7月になります。一番お金が必要な入学準備には間に合いません。

日光市では、小・中学校入学資金貸付制度を創設して喜ばれています。貸付は1人当たり児童5万円、生徒10万円です。償還は2カ月間据え置きで、10カ月以内に返済する。就学援助と相殺ができます。必要な時に必要な支援を行うのが、行政の役割です。貸付制度を創設すべきです。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

最後に、小・中学校入学資金貸付制度についてのお尋ねです。

入学資金貸付制度につきましては、貸付後に区外転出や私立学校に入学した場合、就学援助費が支給されないため、就学援助費と貸付の返還金を相殺することが困難となるなどの課題があります。

義務教育課程で、就学援助と併せて入学資金貸付制度を創設している自治体は、まだ数少ないため、制度自体の検証も十分でないことから、現行の給付制度に加えて貸付制度を創設することにつきましては、今後の研究課題とさせていただきます。